

令和9年度　入園のてびき

保育園・認定こども園へ入園を希望される保護者の皆様へ



1. 入園の申込みについて

申込み受付期間	**令和8年11月24日（火）～ 12月11日（金）** ※　申込み受付期間に内子町に住民登録のない方で、4月からの保育園等への入園を希望される場合には、こども支援課までお問い合わせください。
対象施設	保育園、認定こども園、地域型保育事業（事業所内保育事業など）
受付場所	**こども支援課、内子総合窓口センター、小田支所、各保育園・認定こども園** ※　認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用を希望される方は、希望する施設へ申請書を提出いただきますようお願いします。
注意事項	※　申込み受付最終日までに申請書類の不備や必要書類の不足等が解消されない場合、入園調整の指数において不利となる場合があります。 ※　**原則として申込み受付期間後の受付はいたしません。** ※　申請書類を訂正する場合は二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。**訂正印は不要です。なお、修正テープ等は使用できません。**

2. 教育・保育給付認定について

保育園や認定こども園などを利用する場合には、入園申込みと同時に支給認定を受ける必要があります。支給認定申請に基づき、認定区分を決定し支給認定証を交付いたします。

支給認定には有効期間があり、認定区分・保育を必要とする理由などにより、その期間が異なります。**有効期間が過ぎた場合には、認定切れとなり利用している保育園等を退園することとなりますので、継続して利用する場合には有効期間に注意してください。**

なお、支給認定申請は入園申込書と兼用となっていますが、支給認定証の交付を受けた場合であっても、申込みした保育園等の受入れ人数を超える申込みがあった場合には、希望通りの入園にならない場合があります。

認定区分		年齢	対象となる子ども・施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	保育を必要とする理由に該当しない子ども 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）※1
2号認定	保育認定※3	満3歳以上	保育を必要とする理由に該当する子ども 保育園、認定こども園（保育園部分）※2
3号認定	保育認定※3	満3歳未満	保育を必要とする理由に該当する子ども 保育園、認定こども園（保育園部分） 地域型保育事業（事業所内保育事業）

※1　幼稚園として利用する場合　　※2　保育園として利用する場合

※3　保育認定には2つの区分があります。

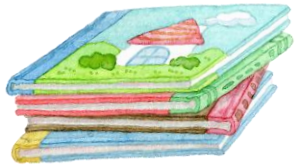
保育認定区分	保育時間
保育標準時間認定	最長11時間/日
保育短時間認定	最長　8時間/日

3. 保育を必要とする理由について

保育園等に入園できる場合は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当する場合です。

保育を必要とする理由	内　　容	時間区分
就労	1か月に64時間以上就労することを常態とする	
	○1か月就労時間120時間以上	保育標準時間（11時間）
	○1か月就労時間64時間以上120時間未満	保育短時間（8時間）
妊娠・出産	妊娠中又は出産後8週を経過する日の翌日が属する月末までにあり、児童を保育できない場合	保育標準時間（11時間）
疾病・障がい等	疾病、負傷、精神若しくは身体に障がいを有しているため、児童を保育できない場合	保育標準時間（11時間）
介護等	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護しているため、児童を保育できない場合	実情による
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、児童を保育できない場合	保育標準時間（11時間）
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っているため、児童を保育できない場合（3か月間が限度）	保育短時間（8時間）
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）ため、児童を保育できない場合	実情による
虐待・DV	虐待・DV等により、児童を保育できない場合	保育標準時間（11時間）
育休中の継続利用	既に入所している児童のきょうだいに対する育児休業取得する場合で、既に入所している児童が引き続き保育園等を利用する場合。（但し、原則として出産の翌年度末を限度とします。※当該児童が小学校入学を控えている場合は、1年度に限り延長される場合があります。）	保育短時間（8時間）
その他	町長が特に必要と認める事由に該当する場合	実情による







入園を希望するお子さんの年齢
（令和9年4月1日現在）

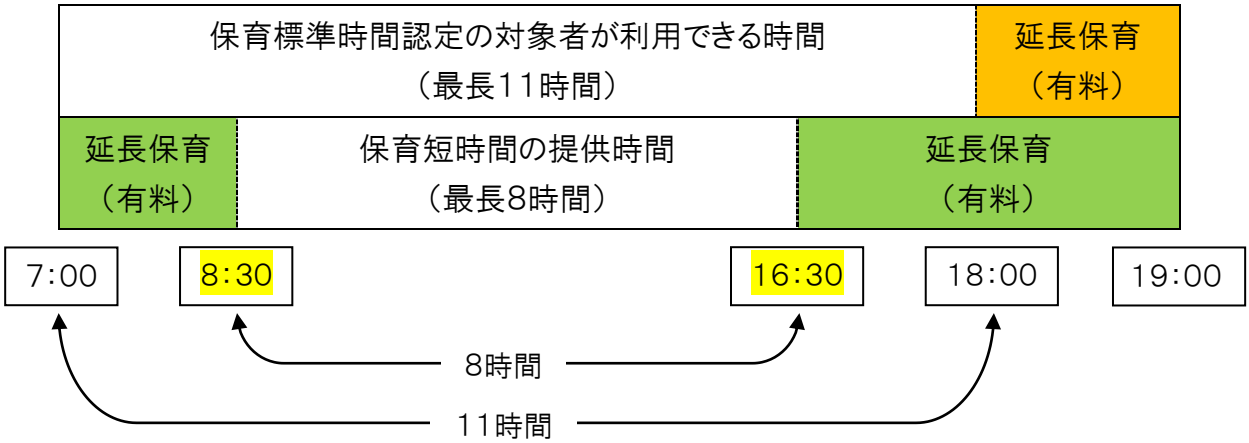
- 0歳から2歳
 - 保育を必要とする理由に該当する
 - はい → 3号認定（保育認定）
 - ・保育園
 - ・認定こども園（保育園部分）
 - ・地域型保育事業
 - いいえ → 支給認定の必要はありません
 - 一時保育やこども誰でも通園が利用できます。
 - （保育園等に在籍していないこと）
- 3歳から5歳
 - 保育を必要とする理由に該当する
 - はい → 2号認定（保育認定）
 - ・保育園
 - ・認定こども園（保育園部分）
 - いいえ → 1号認定（教育標準時間認定）
 - ・幼稚園
 - ・認定こども園（幼稚園部分）※1

※1　保育を必要とする理由に該当する方でも、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を希望される場合は、1号認定を受けることとなります。

4. 保育の提供時間について

園ごとに開園・閉園時間、短時間保育の提供時間が異なります。

7:00開園～19:00閉園の保育園において、8:30～16:30の間を保育短時間の提供時間としている場合の保育提供方法



保育園等名	開園時間	短時間保育の提供時間帯	電話番号	運営
五十崎こども園	7:30～18:30	8:30～16:30	(0893)44-2083	内子町
内子保育園	7:00～19:00		(0893)44-3031	社会福祉協議会
五城保育園	7:30～18:30		(0893)44-4700	
大瀬保育園	7:30～18:30		(0893)47-0202	
くるみ保育園	7:00～18:00		(0893)44-2281	

○ 保育標準時間・保育短時間の認定は、申請書類に基づき認定を行いますので、希望する保育認定になるとは限りません。

○ 保育標準時間認定の対象者が、保育短時間認定を希望することは可能です。その際は、こども支援課へご連絡ください。

○ 保育の必要性があると認定を受けた場合（2・3号認定）、保護者の就労時間などの状況に応じて保育必要量が認定されますが、**実際にお預かりする時間は、保護者の就労時間の実態等に応じ保育が必要な時間になります**。



5. 入園決定について

○ 入園決定については、申込書類に基づき判断します。

○ 受入れ可能な児童数を超えて申込みがあった場合は、内子町特定教育・保育施設等利用規則（平成27年4月1日規則第26号）に定める入園調整方法に基づき、保育の必要性が高い順（指数が高い順）に入園を決定します（入園調整）。その場合、**ご希望の保育園等への入園が叶わない場合もあります**ので、ご了承ください。なお、入所選考に係る指数の基準表は内子町HP内例規集より確認できますので、参考にしてください。

○ 入園調整により希望する園に入園できなかった場合は、第2希望以下の園への入園に向け調整しますが、あなたが第2希望以下としている園を他の保護者が第1希望として申請しており、その園が受入れ可能児童数まで入園決定していた場合は、第3希望以下で受入れ可能な園をご案内することとなります。

○「前年度から継続して同じ保育園等を申込む場合」や「前年度の申請において、入園調整によって第2希望以下の保育園等に入園させられた場合で、かつ、前年度の第1希望と同じ保育園等への入園を希望する場合」は大きな調整指数の加算がありますが、そのような前提がなく前年度と異なる保育園等への転園を希望する場合は加算がないため入園できない場合があります。その場合、前年度利用していた保育園等を第2希望としていても申込み状況により入園できない可能性もありますのでご注意ください。

○ **保育料の滞納がある場合には、入園調整に影響します。**

○ **入園申込み後、保育を必要とする理由など（就労状況が変わった、妊娠した、育児休業を取得した等）に変更があった場合は速やかに届け出てください。**

6. 入園申込みに必要な書類

○ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書）

○ 就労証明書やハローワークの受付票、自営業の方は確定申告等の写し等の事業を営まれていることが客観的に分かる書類など

※ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼入園申込書）は入所希望児童1人に対して1枚提出してください。

※ 認定こども園の幼稚園部分の利用を希望される方は、認定申請書（兼入園申込書）のみ希望する施設へ提出してください。



【保育を必要とする理由ごとの必要書類一覧】

認定申請書（兼入園申込書）とは別に、保育を必要とする理由ごとに下記に記載の書類が必要となります。※**兄弟姉妹で申込みする場合は、1枚で結構です。**

保育を必要とする理由	必要書類	
就労	会社員、パート、内職等	・就労証明書　※1
	自営、農業、経営者等　※2	・就労証明書　・添付書類（別紙参考）
妊娠・出産	・申立書 ・母子手帳の写し（氏名、出産予定日の確認できるページ）	
疾病・ 障がい等	・申立書 ・診断書、障害者手帳・療育手帳の写しなど	
介護等	・申立書 ・診断書、障害者手帳・療育手帳・介護保険被保険者証の写しなど ・タイムスケジュール	
災害復旧	・申立書 ・罹災証明（被災の内容を証する書類など被災状況が分かるもの）	
求職活動	・申立書 ・求職活動中であることを証明する書類（ハローワーク受付票の写しなど） ・諸事情申立書（求職活動中であることを証明する書類がない場合）	
就学	・申立書 ・在学証明書 ・タイムスケジュール	
虐待・DV	・申立書 ・公的機関等による証明（配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明など）	
その他	・町長が特に必要と認める書類	

※1　就労証明書

・就労証明書は「【就労証明書】記載要領」を証明書発行担当者に渡したうえ、記載・証明してもらってください。

・就労証明書の証明日は、**申込日の概ね2か月前**のものをご準備ください。

・就労状況は、**月平均64時間以上の就労状況**をもって、保育を必要とする事由に該当します。

・複数の就労先に勤めている場合や、変則勤務の場合でシフト表を提出できない場合は、タイムスケジュールを添付してください。



※2　自営・農業・経営者等

・就労証明書以外に別途添付書類が必要です。次頁の別紙を参考にご準備の上で合わせて提出してください。

○ 育児休業中の継続利用をする場合

就労証明書に育児休業期間及び復職（予定）年月日を証明してもらってください。

○ 家庭や児童の状況により必要となる書類

・ひとり親世帯であることを証明する書類（児童扶養手当等の証書など）

・在宅障がい児（者）のいる世帯であることを証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳等の証書など）

別紙

<table>
<tr><th colspan="3">必要書類</th><th>添付書類
※必要書類と一緒に持参頂くもの</th></tr>
<tr><td colspan="2">自営業
（法人化されている場合）</td><td>就労証明書</td><td>確定申告書の写し、個人事業開業届の写し、会社のチラシやパンフレット等
（役員）登記事項証明書の写し等
※自営業を行っていることや役員である事が客観的にわかる書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自営業
（法人化されていない場合）</td><td>自営業主</td><td>就労証明書</td><td>確定申告書の写し、個人事業開業届の写し、会社のチラシやパンフレット等
※自営業を行っていることが客観的にわかる書類</td></tr>
<tr><td>自営業主
以外</td><td>就労証明書</td><td>（お勤め）源泉徴収票写し、給与明細の写し等
（家族従業者等）確定申告書の写し等
※事業専従者等の内訳がわかる書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農業等</td><td>①代表者</td><td rowspan="2">就労証明書</td><td rowspan="2">①確定申告書の写し、売上伝票や出荷伝票等
②確定申告書の写し、給与明細等
※農業等を行っていることが客観的にわかる書類</td></tr>
<tr><td>②家族従業者等</td></tr>
</table>

※令和5年12月入所分から国の通知により就労証明書の内容が変更になり、民生・児童委員の証明欄が廃止となりました。これに伴い、就労していることが客観的にわかる書類の準備が必要になります。なお、申請に伴う書類について虚偽の報告や提示があれば、子ども子育て支援法第二十四条三項に基づき教育・保育給付認定の取り消しを行う場合があります。

※上記のいずれかを提出した方でも、追加で他の証明を依頼する場合があります。ご不明なところがございましたら、こども支援課までお問い合わせください。

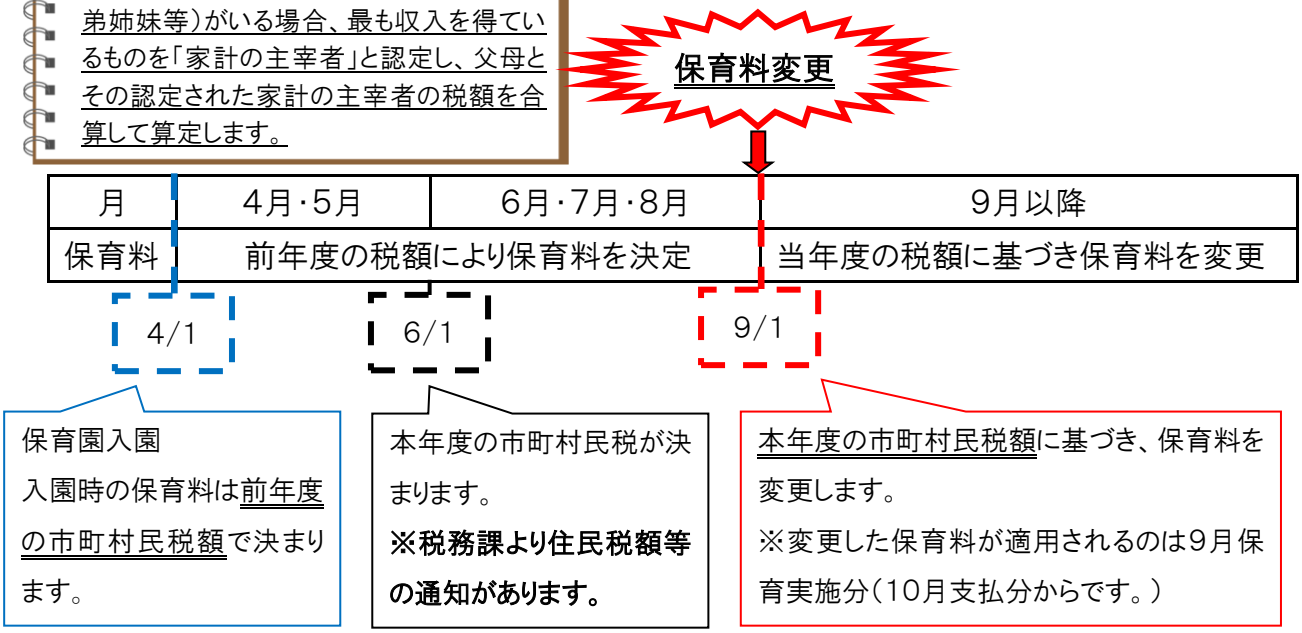


7. 保育料の認定について

保育料は「市町村民税」の額により決まります※1。市町村民税は毎年6月に確定しますので、年度の途中で保育料が変更されます。（下図参照）

なお、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたため、3～5歳の児童（4月1日時点）、市町村民税非課税世帯の0～2歳の児童については、保育料が無償となっています。

※1　生計が父母のみの収入では成り立っていないと認められた場合で、同居している親族（祖父母、18歳以上の子どもの兄弟姉妹等）がいる場合、最も収入を得ているものを「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。



〇保育標準時間認定の人に比べ保育短時間認定の人の方が、保育を受けられる最大時間が短いため、安価な保育料設定となっています。

保育短時間認定の人が、保育短時間の提供時間の枠を超えて保育を受ける必要がある場合、延長保育の決定を受ければ延長保育が受けられます。この場合は、延長保育の料金が別途必要となります。

〇課税状況の確認

1月1日時点で内子町に住所が無い人については、内子町では市町村民税額が分かりません。その場合、マイナンバーによる課税状況の確認を行いますので、申込書に必ずマイナンバーを記載してください。

〇確定申告などにより課税状況が変更された場合

・支給認定証変更申請書を提出していただく必要があります。所得関係の変更の分かる書類を添付して申請してください。

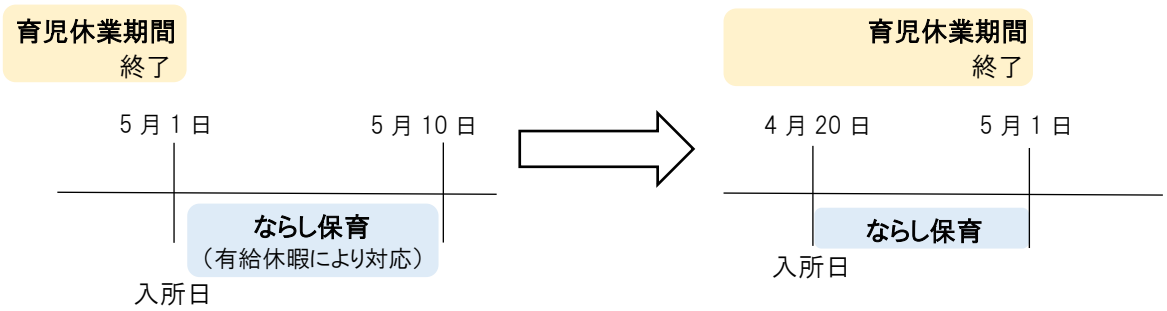
・住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除、配当控除、外国税控除、寄付金税額控除については、保育料を算定する際にこれらの控除を差し引く前の税額で保育料を算定します。

〇3歳児クラスから5歳児クラスに係る副食費減免の有無について

教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が一定を超えない場合は免除となり、一定を超える場合は支払いの対象となります。

8. ならし保育について

令和8年4月1日から、育児休業終了後の入所について育児休業中に「ならし保育」を行えることとなりました。



〇年度をまたいでのならし保育の利用はできません。

〇育児休業明け等の方の場合、就労日のおおむね1週間前（最長2週間前）から「ならし保育」を行うことができます。

〇育児休業終了後は復職日が記載された就労証明書を2週間以内にご提出ください。

※「ならし保育」の実施期間や保育時間については利用施設と相談していただきます。

9. 問い合わせ先

内子町役場　こども支援課　児童福祉係　TEL：0893-23-9255

